

「嵐」基金事業補助金交付事業要領

1 趣 旨

東日本大震災からの復興に向けて「教育」及び「観光」をテーマとし、地域民間団体等が主体となり実施する観光振興につながる交流活動を推進するため、公益社団法人宮城県観光連盟会員（以下「会員」という。）又は会員が推薦する団体等に対し支援を行うものである。

なお、本事業は、被災地支援の一環として、観光立国教育に資する図書「ニッポンの嵐」の売上金と人気グループ「嵐」5名の印税相当額の一部を寄付として受けた財源を活用する。

2 補助金交付対象事業

- (1) 県内で行う「教育」及び「観光」をテーマとした交流活動であること。
- (2) 具体的な地域経済の活性化に結びつく交流活動であること。
- (3) 新規に実施する先進的な事業で公益性が高く継続性が見込まれること。
- (4) 地域ぐるみ又は業界ぐるみで民間が主体となり実施する事業であること。
- (5) 上記の(1)から(4)を全て満たす事業であること。
- (6) その他、会長が特に認めるもの。

3 補助金交付対象団体

- (1) 民間会員
- (2) 会員が推薦する団体
- (3) その他会長が特に認めた団体

4 補助金の額

補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとするが、その額は、交流活動の規模を判断し、次のとおりとする。但し、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 交流活動の相手先が主に県内で100名以上の場合 最大100万円
※交流活動人数が100名未満の場合は、一人当たり5,000円減額とする。
- (2) 交流活動の相手先が主に県外で100名以上の場合 最大200万円
※交流活動人数が100名未満の場合は、一人当たり10,000円減額とする。

5 補助金の交付等

- (1) 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 推薦書 ※会員は除く
 - ④ その他会長が必要と認める書類

(2) 交付決定

会長は、前記の5の(1)の申請書を受理したときはその内容を審査し、交付を適当と認めた場合は、当該申請に係る補助金の交付を決定するとともに、その旨、当該補助事業者に通知するものとする。

(3) 交付の条件

補助事業者は、前記の5の(2)の通知書を受理した後、速やかに事業に着手するものとするが着手後当該事業に変更を加えようとする場合は、その都度会長に申し出て、その承認を受けるものとする。また、補助に係る事業を中止し、又は廃止したときは、会長に届け出るものとする。

(4) 事業の完了

補助事業者は、事業完了後速やかに、補助事業完了実績報告書に、次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ その他会長が必要と認める書類

(5) 補助金の額の決定

会長は、前記の5の(4)の補助事業完了実績報告書の交流活動規模等の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該補助事業者に補助金の額の決定を通知する。

(6) 補助金の交付

会長は、前記の5の(5)による補助金の額の決定後、当該補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。但し、会長が必要と認める場合には、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができるものとする。

(7) 補助金交付決定の取消し及び返還

会長は、5の(2)の補助金交付決定の通知を受けた補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取消し、またはすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- ① この要領又は補助金交付決定の内容・条件に違反したとき。
- ② 事業の実施方法等が不適當であり、又は事業の実施結果が不良であるとき。
- ③ 補助金を他の用途に使用したとき。

附則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

この要領は、平成24年12月3日から施行する。